

資 料 編

關 係 法 令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

平成2年6月29日 法律第70号
(平成23年6月24日 法律第74号 最終改正)

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条)
- 第2章 食鳥処理の事業の許可等(第3条～第10条)
- 第3章 食鳥処理業者の遵守事項(第11条～第14条)
- 第4章 食鳥検査等(第15条～第20条)
- 第5章 指定検査機関(第21条～第35条)
- 第6章 雑則(第36条～第44条)
- 第7章 罰則(第45条～第50条)
- 附則 省略

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(国及び都道府県等の責務)

第1条の2 国、都道府県、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、家きんの生産の実態及び食鳥の疾病の発生の状況を踏まえ、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食鳥 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるものをいう。
- 二 食鳥とたい とさつし、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のものをいう。
- 三 食鳥中抜とたい 食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいう。
- 四 食鳥肉等 その内臓を摘出した後の食鳥の肉、内臓、骨及び皮をいう。
- 五 食鳥処理 次に掲げる行為をいう。
 - イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。
 - ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。
- 六 食鳥処理場 食鳥処理を行うために設けられた施設をいう。

第2章 食鳥処理の事業の許可等

(食鳥処理の事業の許可)

第3条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥処理場の名称及び所在地
- 三 処理する食鳥の種類

四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

- 2 前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他の厚生労働省令で定める事項を記載した図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

- 第5条 都道府県知事は、第3条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 二 第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - 三 成年被後見人
 - 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、第3条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。

(変更の許可等)

- 第6条 第3条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。
 - 3 食鳥処理業者は、第4条第1項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき、又は第1項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

- 第7条 食鳥処理業者について相続、合併又は分割(当該食鳥処理の事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該食鳥処理の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、食鳥処理業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(食鳥処理の事業の許可の取消し等)

- 第8条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 二 第5条第1項第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったとき。
 - 三 第36条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

- 第9条 都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第5条第2項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第3条の許可を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

- 第10条 食鳥処理業者は、自己の名義をもって、他人に食鳥処理の事業を営ませてはならない。

第3章 食鳥処理業者の遵守事項

(衛生管理等の基準)

第11条 食鳥処理業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第12条 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならない。

2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。

3 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理につき、食鳥処理業者に対し必要な意見を述べなければならない。

4 食鳥処理業者は、前項の規定による食鳥処理衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。

一 獣医師

二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法第47条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者

6 食鳥処理業者は、食鳥処理衛生管理者を置いたときは、その日から15日以内に、都道府県知事に、その食鳥処理衛生管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。食鳥処理衛生管理者を変更したときも、同様とする。

7 第5項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の登録に関して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設及び同項第四号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第13条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であって当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

二 前条第2項に規定する職務を怠ったとき。

三 第15条第7項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかったとき。

(休廃止等の届出)

第14条 食鳥処理業者は、その食鳥処理場を廃止し、休止し、又は休止した食鳥処理場を再開したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第4章 食鳥検査等

(食鳥検査)

第15条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」という。)を受けなければならない。

- 3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」という。)を受けなければならない。
- 4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。
 - 一 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病
 - 二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの
 - 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常
- 5 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生労働省令で定める要件に適合するときは、第2項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。
- 6 前2項に定めるもののほか、第1項から第3項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。
- 7 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第12条第6項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例)

- 第16条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第5項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けた食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
 - 3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
 - 4 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。
 - 5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規程(第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従って、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であつて当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないとき認めるときは、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。
 - 7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第5項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 8 認定小規模食鳥処理業者が確認規程を廃止する旨を都道府県知事に届け出たときは、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の4月1日(その届け出た日が1月から3月までに属するときは、その年の4月1日)までの間で当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。
 - 9 都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第5項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

(持出し等の禁止)

- 第17条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 食鳥検査のため必要があると認められる場合において、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。)の職員又は第 25 条第 2 項に規定する検査員が、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を持ち出すとき。
 - 二 都道府県の職員が、第 38 条第 1 項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を収去するとき。
 - 三 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。次号において同じ。)が、認定小規模食鳥処理業者に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。
 - 四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の許可を受けた者に限る。)であって、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者(以下「届出食肉販売業者」という。)に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。
 - 五 認定小規模食鳥処理業者が、食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について前条第 5 項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、他の認定小規模食鳥処理業者に当該食鳥とたいを譲り渡すとき。
 - 六 食鳥処理業者が第 19 条に規定する消毒、廃棄若しくは食用に供することができないようにする措置を講ずるため、又は都道府県の職員が第 20 条第三号に規定する廃棄その他の措置を行うため、食鳥検査に合格しなかった食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条第 5 項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を持ち出すとき。
 - 七 その他衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。
- 2 届出食肉販売業者は、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者以外の者に譲り渡してはならない。

(譲受けの禁止)

- 第 18 条 何人も、食鳥処理場以外の場所で食鳥処理をした食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条の規定に違反して食鳥処理場の外に持ち出された食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。次項において同じ。)の用に供する目的で譲り受けてはならない。
- 2 認定小規模食鳥処理業者以外の者は、届出食肉販売業者から、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(廃棄等)

- 第 19 条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第 16 条第 5 項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。

- 第 20 条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあつては、この限りでない。

- 一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。
- 二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。

- 三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。

第5章 指定検査機関

(指定検査機関の指定及び食鳥検査の委任)

第21条 都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、食鳥検査を行おうとする者の申請により行う。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該食鳥検査の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第22条 厚生労働大臣は、前条第2項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第1項の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、食鳥検査の業務の実施の方法その他の事項についての食鳥検査の業務の実施に関する計画が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の食鳥検査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 食鳥検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって食鳥検査の業務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生労働大臣は、前条第2項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- 三 第33条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第26条第3項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

(指定の公示等)

第23条 厚生労働大臣は、第21条第1項の指定をしたときは、指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

- 2 指定検査機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第24条 第21条第1項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。

- 2 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(食鳥検査の業務を行う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事に、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を届け出なければならない。
- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(食鳥検査の義務等)

第 25 条 指定検査機関は、食鳥検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、食鳥検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、食鳥検査を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、厚生労働省令で定める要件を備える者(次項及び次条において「検査員」という。)に食鳥検査を実施させなければならない。

3 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を委任都道府県知事に報告しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第 26 条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員等の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第 28 条第 1 項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第 27 条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第 28 条 指定検査機関は、厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、前項後段の規定により業務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かななければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第 29 条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第 21 条第 1 項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かななければならない。

3 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に、厚生労働大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 30 条 指定検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに食鳥検査の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令等)

第 31 条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、当該食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(業務の休廃止)

第 32 条 指定検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、食鳥検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定検査機関の食鳥検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止により食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第 1 項の許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第 33 条 厚生労働大臣は、指定検査機関が第 22 条第 2 項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて食鳥検査の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 一 この章の規定に違反したとき。
 - 二 第 22 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
 - 三 第 26 条第 3 項、第 28 条第 3 項又は第 31 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第 28 条第 1 項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行ったとき。
 - 五 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 厚生労働大臣は、第 1 項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(食鳥検査の委任の解除)

第 34 条 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととするときは、その 6 月前までに、その旨を指定検査機関に通知しなければならない。

- 2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による食鳥検査の業務の実施)

第 35 条 委任都道府県知事は、指定検査機関が第 32 条第 1 項の許可を受けて食鳥検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第 33 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が指定検査機関に対し食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により食鳥検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において厚生労働大臣が必要であると認めるときは、当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 厚生労働大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる時、又は委任都道府県知事が同項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる事由がなくなったときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 委任都道府県知事が第 1 項の規定により食鳥検査の業務を行うこととし、又は厚生労働大臣が食鳥検査の業務の廃止に係る第 32 条第 1 項の許可をし、若しくは第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 6 章 雑則

(許可の条件)

第 36 条 第 3 条又は第 6 条第 1 項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収)

第 37 条 都道府県知事は、第 16 条第 7 項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者又は届出食肉販売業者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

- 2 厚生労働大臣又は委任都道府県知事は、第 25 条第 3 項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第 38 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を無償で収去させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(食鳥検査等を実施する職員)

第 39 条 食鳥検査の事務、第 20 条及び前条第 1 項に規定する都道府県の職員の職務並びに食鳥処理に関する指導の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生労働省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

- 2 都道府県知事は、食品衛生法第 24 条第 1 項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第 40 条 厚生労働大臣は、食品衛生法第 60 条の規定に基づき報告を求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、期限を定めて、第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定により行う検査並びに第 37 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定による措置を実施し、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

(国民の意見の聴取)

第 40 条の 2 厚生労働大臣は、第 11 条、第 15 条第 4 項第二号若しくは第三号、同条第 6 項又は第 19 条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

- 2 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

(連絡及び協力)

第 40 条の 3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行に当たっては、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(不服申立て)

第 41 条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てをすることができる。

きない。

- 2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分(検査の結果を除く。)又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。
- 3 第 38 条第 1 項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(手数料)

第 42 条 都道府県は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき食鳥検査に係る手数料を徴収する場合においては、第 21 条第 1 項の規定により指定検査機関が行う食鳥検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(事務の区分)

第 42 条の 2 第 37 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第 42 条の 3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第 43 条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 44 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第 7 章 罰則

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条の許可を受けずに食鳥処理の事業を営んだ者
- 二 第 10 条の規定に違反して、他人に食鳥処理の事業を営ませた者
- 三 第 17 条第 1 項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出した者
- 四 第 17 条第 2 項の規定に違反して、食鳥とたいを譲り渡した者

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 8 条の規定による命令に違反した者
- 二 第 9 条の規定による禁止又は命令に違反した者
- 三 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を譲り受けた者
- 四 第 19 条の規定に違反して、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなかった者
- 五 第 20 条第一号の規定による禁止又は同条第二号の規定による命令に違反した者
- 六 第 20 条第二号又は第三号の規定による都道府県の職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第47条 第33条第2項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第1項の許可を受けないで食鳥処理場の構造又は設備を変更した者
- 二 第12条第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第37条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第38条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第49条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第30条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第32条第1項の許可を受けないで食鳥検査の業務の全部を廃止したとき。
- 三 第37条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第38条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第45条 1億円以下の罰金刑
- 二 第46条又は第48条 各本条の罰金刑

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令

平成3年3月25日 政令 第52号

(平成18年4月28日 政令 第189号 最終改正)

内閣は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第16条第1項及び第4項、第17条第1項第七号、第39条並びに第43条の規定に基づき、この政令を制定する。

(養成施設の登録)

第1条 厚生労働大臣は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「法」という。)第12条第5項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

(登録の申請)

第2条 法第12条第5項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第3条 法第12条第5項第三号の登録を受けた養成施設(以下「登録養成施設」という。)の設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第4条 厚生労働大臣は、登録養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者に対して報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第5条 厚生労働大臣は、登録養成施設が第1条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は次条の規定による申請があったときは、その登録を取り消すことができる。

(登録取消しの申請)

第6条 登録養成施設について、厚生労働大臣の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(公示)

第7条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 法第12条第5項第三号の登録をしたとき。
- 二 第3条の規定による届出(厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。)があったとき。
- 三 第5条の規定により法第12条第5項第三号の登録を取り消したとき。

(講習会の登録)

第8条 法第12条第5項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第12条第5項第四号の講習会の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第17条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第10条 厚生労働大臣は、第8条の規定により登録を申請した講習会の実施者が法第12条第7項の厚生労働省令で定めるところにより講習会を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。

(講習会の実施義務)

第11条 法第12条第5項第四号の登録を受けた講習会(以下「登録講習会」という。)の実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。

2 登録講習会の実施者は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。

3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第1項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第12条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第13条 登録講習会の実施者は、登録講習会に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第14条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、事業所に備えて置かななければならない。

2 登録講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習会の実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習会の実施者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第15条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が法第12条第7項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなったと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第16条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が第11条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第 17 条 厚生労働大臣は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第 9 条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第 11 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第 14 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により法第 12 条第 5 項第四号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第 18 条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録講習会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第 19 条 厚生労働大臣は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、登録講習会の実施者に対し、その登録講習会に係る業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第 20 条 厚生労働大臣は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第 21 条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 法第 12 条第 5 項第四号の登録をしたとき。
- 二 第 12 条又は第 13 条の規定による届出があったとき。
- 三 第 17 条の規定により登録講習会の登録を取り消し、又は登録講習会に係る業務の停止を命じたとき。

(法第 16 条第 1 項の政令で定める数)

第 22 条 法第 16 条第 1 項の政令で定める数は、食鳥処理業者(法第 6 条第 1 項に規定する食鳥処理業者をいう。以下同じ。)が法第 16 条第 1 項の認定を受けようとする日の属する年度(その年の 4 月 1 日からその年の翌年の 3 月 31 日まで(当該認定を受けようとする日が 1 月から 3 月までに属するときは、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日まで)の間をいう。)において 30 万とする。ただし、食鳥処理業者が当該年度において法第 3 条の許可を受けた場合にあつては、25,000 に当該許可を受けた日の属する月から当該年度の 3 月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が 3 月であるときは、1 とする。)を乗じて得た数とする。

(法第 16 条第 4 項の政令で定める数)

第 23 条 法第 16 条第 4 項の政令で定める数は、食鳥処理業者が同条第 1 項の認定を受けた日の属する年度(その年の 4 月 1 日からその年の翌年の 3 月 31 日まで(当該認定を受けた日が 1 月から 3 月までに属するときは、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日まで)の間をいう。以下この条において「認定年度」という。)以降の各年度(その年の 4 月 1 日からその年の翌年の 3 月 31 日までの間をいう。)ごとに 30 万とする。ただし、法第 3 条の許可を受けた日が認定年度に属する認定小規模食鳥処理業者(法第 16 条第 2 項に規定する認定小規模食鳥処理業者をいう。)にあつては、認定年度においては、25,000 に当該許可を受けた日の属する月から認定年度の 3 月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が 3 月であるときは、1 とす

る。)を乗じて得た数とする。

(法第 17 条第 1 項第七号の政令で定めるとき)

第 24 条 法第 17 条第 1 項第七号の政令で定めるときは、食品衛生監視員が食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条第 1 項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等(法第 2 条第二号から第四号までに規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等をいう。以下同じ。)の一部を収去するとき、又は家畜防疫官若しくは家畜防疫員が家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 51 条第 1 項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を採取若しくは集取して持ち出すときとする。

(法第 39 条の政令で定める資格)

第 25 条 法第 39 条の政令で定める資格は、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)の規定により獣医師の免許を受けている者とする。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則

平成2年6月29日 厚生省令 第40号

(平成23年7月1日 厚生労働省令 第82号 最終改正)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条第3項第四号の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を次のように定める。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則

目次

- 第1章 食鳥処理の事業の許可等(第1条～第3条)
- 第2章 食鳥処理業者の遵守事項(第4条～第7条)
- 第3章 登録養成施設及び登録講習会(第8条～第24条)
- 第4章 食鳥検査等(第25条～第33条)
- 第5章 指定検査機関(第34条～第45条)
- 第6章 雑則(第46条～第50条)
- 附則 省略

第1章 食鳥処理の事業の許可等

(許可申請書添付図書の記載事項)

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「法」という。)第4条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理場の平面図
- 二 食鳥処理を行うための機械の配置図
- 三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- 四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- 五 水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業及び専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し
- 六 法人にあつては、登記事項証明書

(構造設備基準)

第2条 法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場(法第3条の許可と同時に法第16条第1項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。)の構造又は設備に係る法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。

(軽微な変更)

第3条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理に使用する機械の変更
- 二 照明装置の変更
- 三 食鳥処理場内の水道配管の変更

第2章 食鳥処理業者の遵守事項

(衛生管理等の基準)

第4条 法第11条の厚生労働省令で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(食鳥処理衛生管理者の配置基準)

第5条 法第12条第1項に規定する食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理場ごとに、食鳥処理を衛生的に管理するために十分な員数を置かなければならない。この場合において、オーバーヘッドコンベア等を設置して連続移動式の食鳥処理を行う場合は、1の処理ラインごとに2(法第15条第5項の規定に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける食鳥処理場(以下この条において「法第15条第5項に該当する食鳥処理場」という。)にあっては、1)に、1の処理ライン当たりの1分間の食鳥処理の羽数が20(法第15条第5項に該当する食鳥処理場にあっては、35)を超えるごとに1を加えた数以上であるものとする。

(食鳥処理衛生管理者の資格要件)

第6条 法第12条第5項第四号に規定する学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- 二 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者
- 三 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
- 四 旧盲学校及聾唖学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- 五 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- 六 旧青年学校令(昭和14年勅令第354号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 七 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和18年文部省令第63号)第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終った者又は第五号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 八 旧海員養成所官制(昭和14年勅令第458号)による海員養成所を卒業した者
- 九 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食鳥処理衛生管理者の資格に関し学校教育法第47条に規定する者と同等以上の学力を有すると認定した者

(食鳥処理衛生管理者に関する届出事項)

第7条 法第12条第6項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 食鳥処理場の名称及び所在地
 - 三 食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
 - 四 食鳥処理衛生管理者が法第12条第5項各号のいずれかに該当する旨
 - 五 食鳥処理衛生管理者を置いた年月日又は変更した年月日
- 2 前項の届出には、食鳥処理衛生管理者が法第12条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えなければならない。

第3章 登録養成施設及び登録講習会

(養成施設の登録の基準)

第8条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号。以下「令」という。)

第1条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法に基づく大学又は同法第104条第4項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。
- 二 別表第4の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を1科目以上履修させ、その単位数の合計が22単位以上であること。
- 三 前号に掲げる科目及び別表第5に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が40単位以上であること。
- 四 原則として食品衛生法(昭和22年法律第233号)別表の第2欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

(登録の申請手続)

第9条 令第2条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 養成施設の名称及び所在地
- 二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- 三 養成施設の長の氏名及び住所
- 四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- 六 入学定員
- 七 入学資格及び時期
- 八 修業年限
- 九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- 十 校地及び校舎の図面及び配置図
- 十一 学則
- 十二 その他参考となるべき事項

(登録台帳への記帳)

第10条 法第12条第5項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録養成施設(令第3条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地及び長の氏名

(変更の届出事項)

第11条 令第3条の厚生労働省令で定める事項は、第9条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号(食品衛生法別表の第2欄に掲げる機械器具に係るものに限る。)、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

(添付書類)

第12条 令第6条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 登録の取消しを受けようとする理由
- 二 登録の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の生徒があるときは、その措置

(公示)

第13条 令第7条第二号の厚生労働省令で定めるものは、第9条第一号に掲げる事項とする。

(講習会の課程)

第14条 法第12条第7項の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。

- 一 次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。
 - イ 公衆衛生学概論 4時間
 - ロ 食鳥検査関係法令 4時間
 - ハ 家きん解剖・生理学 2時間
 - ニ 家きん疾病学 6時間
 - ホ 食鳥肉衛生学 6時間
 - ヘ 関連法令 2時間
- 二 講師は、学校教育法に基づく大学において前号イからへまでに掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- 三 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講

資格とするものであること。

- 四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適切に行うものであること。

(登録の申請手続)

第 15 条 令第 8 条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 令第 9 条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 三 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴
- 四 講習会場の名称及び所在地
- 五 実習を行う場所の名称及び所在地
- 六 講習会の実施期間及び日程
- 七 受講予定人員
- 八 講習科目及び時間数
- 九 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

(登録台帳への記帳)

第 16 条 令第 8 条の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 三 登録講習会の実施期間

(講習会の実施の基準)

第 17 条 令第 11 条第 2 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。
- 二 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。
- 三 第 14 条に定めるところにより登録講習会を行うこと。

(変更の届出事項)

第 18 条 令第 12 条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 登録講習会の実施期間

(業務の休廃止の届出)

第 19 条 登録講習会の実施者は、令第 13 条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 20 条 登録講習会の実施者は、前事業年度の財務諸表等(令第 14 条第 1 項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)(前事業年度後三月を経過していないときは、前前事業年度の財務諸表等をもってこれに代えることができる。)を作成し、登録を受けてから登録講習会を終了するまでの間、事業所に備え

て置かなければならない。

(電磁的記録の表示方法)

第21条 令第14条第2項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の提供方法)

第22条 令第14条第2項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録講習会の実施者が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の記載事項)

第23条 令第18条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 受講者の氏名及び履歴
 - 二 受講者数
 - 三 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地
- 2 令第18条の帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければならない。

(立入検査等の場合の証明書)

第24条 令第20条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第1号によるものとする。

第4章 食鳥検査等(平3厚令13・章名追加、平16厚令12・旧第3章繰下)

(検査すべき疾病又は異常の範囲)

第25条 法第15条第4項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第6のとおりとする。

(検査方法の特例の要件)

第26条 法第15条第5項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 トロリーの間隔が15cm以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。
- 二 食鳥中抜とたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

(食鳥検査の方法及び手続)

第27条 法第15条第6項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。
- 二 生体検査(法第15条第1項の検査をいう。以下同じ。)は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、同条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について1羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。
- 三 脱羽後検査は、脱羽(食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。)の後、1羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
- 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、1羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
- 五 食鳥検査の終了後、検査を行った食鳥の種類、品種、羽数、産地及び検査結果を記録する。

2 法第 15 条第 6 項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥をとさつしようとする年月日
- 三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

(確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法)

第 28 条 食鳥処理衛生管理者による法第 15 条第 7 項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員(第 49 条に定める者をいう。以下同じ。))又は検査員(法第 25 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあっては、脱羽の後、1 羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
 - 二 内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、1 羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況
- 2 法第 15 条第 7 項の厚生労働省令で定める基準は、別表第 7 のとおりとする。
- 3 法第 15 条第 7 項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、1 羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに 1 羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

(確認規程の記載事項及び適合基準)

第 29 条 法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第 16 条第 5 項の確認の方法
 - 二 法第 16 条第 5 項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)
 - 三 法第 16 条第 5 項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項
 - 四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法
- 2 法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第 16 条第 5 項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第 8 に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第 7 に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。
 - 二 法第 16 条第 5 項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第 2 条第 5 号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。
 - 三 法第 16 条第 5 項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。
 - 四 法第 16 条第 5 項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。

(確認の方法及び異常の判定)

第 30 条 法第 16 条第 5 項の確認は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 食鳥の生体の状況の確認にあっては、視覚及び触覚を用いることにより適切に行う。
 - 二 食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては、1 羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いることにより適切に行う。
- 2 法第 16 条第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第 8 の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第 7 のとおりとする。

(報告)

第31条 法第16条第7項の規定による報告は、毎月末日までに、食鳥処理場ごとに、その前月中に実施した同条第5項の確認の状況に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 食鳥処理をした年月日
- 二 食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数
- 三 前条第2項の基準に適合した食鳥の種類及び羽数
- 四 前条第2項の基準に適合しなかった食鳥の種類及び羽数並びに当該基準に適合しなかった理由
- 五 法第19条に基づく措置の内容

(届出食肉販売業者の届出)

第32条 法第17条第1項第四号の規定による届出を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、現に食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添えて提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥とたいの主な入手先及び主な販売先

(措置)

第33条 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。

- 一 生体検査の結果に基づく措置
 - イ 別表第9に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄又は食用に供することができないようにする措置(以下「廃棄等の措置」という。)
 - ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(別表第9に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合にあっては、その結果に基づき第三号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置。ハにおいて同じ。)
 - ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有する疑いがあると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより生体検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置
- 二 脱羽後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を除く。)
 - イ 別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥とたいにあっては、その内臓の摘出を禁止するとともに、当該食鳥とたいの廃棄等の措置
 - ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(別表第9に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置
 - ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより脱羽後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置
- 三 内臓摘出後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を含む。)
 - イ 別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その全部の廃棄等の措置
 - ロ 別表第10の上欄に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置
 - ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥肉等にあっては、

更に検査をすることにより脱羽後検査(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に行う場合に限る。)及び内臓摘出後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

四 消毒

法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常を有することにより病原体を伝染させるおそれがあると判定された食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等にあつては、当該食鳥を隔離し、若しくは当該食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒し、又は病原体に汚染され、若しくは汚染されたおそれのある食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する等の病原体の伝染を防止するために必要な措置

2 認定小規模食鳥処理業者に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。

一 食鳥の生体の状況の確認の結果に基づく措置

別表第8の基準に適合しない食鳥にあつては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄等の措置

二 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認の結果に基づく措置

イ 別表第7第一号イの基準に適合しない食鳥とたい及び同表第二号の基準に適合しない食鳥中抜とたいにあつては、当該食鳥とたい又は当該食鳥中抜とたいに係る食鳥肉等の全部の廃棄等の措置

ロ 別表第7第一号ロの基準に適合しない食鳥とたいにあつては、同号ロの異常が認められる部分の廃棄等の措置

ハ 別表第7第三号の基準に適合しない内臓にあつては、次に掲げる措置

(1) 一の臓器のみが別表第7第三号の基準に適合しない場合にあつては、当該臓器の廃棄等の措置

(2) 二以上の臓器が別表第7第三号の基準に適合しない場合にあつては、内臓の全部の廃棄等の措置

三 消毒

必要に応じて、食鳥を隔離し、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する措置

第5章 指定検査機関

(指定の申請)

第34条 法第21条第2項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第2号による申請書に次に掲げる書類を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書(食鳥検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務に係る事業計画書を含む。)及びそれに伴う収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 次に掲げる役員に関する書類

イ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

ロ 役員のうち、法第22条第2項第四号イ又はロのいずれにも該当する者がいないことを証する書類

六 一般社団法人にあつては、社員の氏名又は名称を記載した書類

七 現に行っている業務の概要を記載した書類

八 次に掲げる事項を記載した食鳥検査の業務の実施に関する計画書

イ 食鳥検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

ロ 食鳥検査の業務を行う事務所ごとに次に掲げる事項

(1) 食鳥検査の業務を行う事務所の名称及び所在地

(2) 食鳥検査の業務の概要

(3) 配置する検査員の数

ハ 手数料の収納の方法に関する事項

ニ 食鳥検査の実施の方法に関する事項

- ホ 食鳥検査の実施の手続に関する事項
 - ヘ 食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類の種類並びにそれらの管理に関する事項
 - ト 検査員の選任及び解任に関する事項
 - チ 検査員の研修に関する事項
 - リ その他食鳥検査の業務の実施に関し必要な事項
- 九 検査員の氏名及び略歴を記載した書類並びに第 37 条第 3 項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 十 食鳥検査の業務を行おうとする事務所ごとに食鳥検査に用いる機器等の概要及びその整備計画を記載した書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

(指定検査機関の名称等の変更の届出)

第 35 条 指定検査機関は、法第 23 条第 2 項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第 3 号による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(指定検査機関の名称の変更の届出)

第 36 条 法第 24 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならない。

- 一 変更しようとする名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(食鳥検査の方法及び手続並びに検査員の要件)

第 37 条 法第 25 条第 2 項の厚生労働省令で定める方法は、第 27 条第 1 項に規定する方法を準用する。

2 第 27 条第 2 項の規定は、法第 25 条第 2 項の食鳥検査について準用する。この場合において、第 27 条第 2 項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）」の委任を受けた指定検査機関」と読み替えるものとする。

3 法第 25 条第 2 項の厚生労働省令で定める要件は、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)の規定により獣医師の免許を受けている者とする。

(報告手続及び報告事項)

第 38 条 法第 25 条第 3 項の規定による報告は、毎月末日までに、食鳥処理場ごとに、その前月中に実施した食鳥検査について行わなければならない。

2 法第 25 条第 3 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食鳥検査を行った年月日
- 二 食鳥検査を行った食鳥の種類、品種、羽数及び産地
- 三 食鳥検査に合格した食鳥の種類、品種及び羽数
- 四 食鳥検査に合格しなかった食鳥の種類、品種及び羽数並びに食鳥検査に合格しなかった理由
- 五 法第 19 条に基づく措置の内容

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第 39 条 指定検査機関は、法第 26 条第 1 項の規定により選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第 4 号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 役員を選任しようとする場合における前項の申請書には、当該選任しようとする者の略歴を記載した書類及びその者が法第 22 条第 2 項第四号イ又はロのいずれにも該当しないことを証する書類を添付しなければならない。

(検査員の選任及び解任の届出)

第 40 条 指定検査機関は、法第 26 条第 2 項の規定により選任又は解任の届出をしようとするときは、様式第 5 号による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 検査員を選任した場合における前項の届出書には、当該検査員の略歴を記載した書類及びその者が第37条第3項に規定する要件を備えていることを証する書類を添付しなければならない。

(業務規程)

第41条 法第28条第1項の厚生労働省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項は、第34条第八号に掲げる事項とする。

- 2 指定検査機関は、法第28条第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第6号による申請書に認可を受けようとする業務規程を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 指定検査機関は、法第28条第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第7号による申請書に同条第2項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第42条 指定検査機関は、法第29条第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第8号による申請書に認可を受けようとする事業計画書及び収支予算書並びに同条第2項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 指定検査機関は、法第29条第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第9号による申請書に同条第2項による委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第43条 法第30条に規定する帳簿は、食鳥検査の業務を行う食鳥処理場ごとに作成し、食鳥検査の業務を行う事務所に備え付け、記載の日から10年間保存しなければならない。

- 2 法第30条に規定する厚生労働省令で定める食鳥検査の業務に関する事項は、次のとおりとする。
 - 一 食鳥検査を申請した食鳥処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 食鳥検査の申請を受けた年月日
 - 三 食鳥検査を行った年月日
 - 四 食鳥検査を行った食鳥の種類、品種、羽数及び産地
 - 五 食鳥検査を行った検査員の氏名
 - 六 行った食鳥検査の内容及び結果
 - 七 法第19条に基づく措置の内容及びその理由
 - 八 その他食鳥検査に関し必要な事項

(食鳥検査の業務の休廃止の申請)

第44条 指定検査機関は、法第32条第1項の規定により許可を受けようとするときは、様式第10号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の引継事項等)

第45条 法第35条第4項に規定する場合にあっては、指定検査機関(厚生労働大臣が法第33条第1項又は第2項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合にあっては、指定検査機関であった者)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき食鳥検査の業務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き渡すこと。
- 三 その他厚生労働大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

第6章 雑則

(報告徴収)

第46条 都道府県知事は、法第37条第1項の規定により報告の徴収を行う場合には、報告を求める事項及びその

理由並びに報告の期限をあらかじめ当事者に通知するものとする。

(収去証・身分を示す証明書)

第 47 条 都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は区。)の職員が、法第 38 条第 1 項の規定により収去しようとするときは、被収去者に様式第 11 号による収去証を交付しなければならない。

2 法第 38 条第 1 項の規定により立入検査をする職員が携帯しなければならない証明書は、様式第 12 号によるものとする。

3 法第 38 条第 2 項の規定により立入検査をする職員が携帯しなければならない証明書は、様式第 13 号によるものとする。

(法第 39 条の厚生労働省令で定める職員)

第 48 条 法第 39 条に規定する厚生労働省令で定める職員は、狂犬病予防員及び環境衛生監視員とする。

(食鳥検査員)

第 49 条 法第 39 条の規定に基づき、都道府県知事が指定する職員を食鳥検査員と称する。

(権限の委任)

第 50 条 法第 42 条の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が第 1 号に掲げる権限(登録の取消しに係るものに限る。)を自ら行うことを妨げない。

一 法第 12 条第 5 項第三号に関する権限(養成施設の登録、登録の申請、変更の届出、報告の徴収、登録の取消し及び登録取消の申請に係るものに限る。)

二 法第 12 条第 5 項第四号に関する権限(適合命令、改善命令、報告の徴収及び立入検査に係るものに限る。)

三 法第 31 条第 1 項に規定する権限

四 法第 37 条第 2 項に規定する権限

五 法第 38 条第 2 項に規定する権限

2 法第 42 条の 3 第 2 項の規定により、前項第一号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

様式第 1 号(第 24 条関係)～第 13 号(第 47 条関係)まで省略。

別表第1(第2条関係)

- 一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。
- 二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
- 三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置
 - イ 食鳥処理場には、生体受入施設、食鳥処理施設、製品保管室、包装資材室、検査室、更衣室、便所及び汚水処理施設がそれぞれ区画され、適切な位置に設けられていること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、汚水処理施設を設けないことができる。
 - ロ 生体受入施設には、適正に配置された生体保管場所及び隔離場所が設けられていること。
 - ハ 食鳥処理施設には、それぞれ隔壁により区画され、適正に配置されたとさつ放血室、湯漬脱羽室及び中抜室(内臓を摘出するための設備を設置する室をいう。以下同じ。)並びに脱羽後検査及び内臓摘出後検査を行うための区画され、適正に配置された検査場所が設けられていること。ただし、法第2条第五号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜室及び内臓摘出後検査を行うための検査場所を設けないことができる。
 - ニ 生体受入施設、食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所並びに不可食部分並びに検査の結果不合格となった食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
- 四 食鳥処理場の構造及び設備(共通事項)
 - イ 食鳥の生体の受入れ、食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。
 - ロ 床、内壁及び天井は、次のような材料及び構造であること。
 - (1) 生体受入施設及び食鳥処理施設の床は、不浸透性材料(血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下この別表、別表第2及び別表第3において同じ。)で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾^{こう}配を有し、排水が良好であること。
 - (2) 食鳥処理施設の内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも1.2mの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。食鳥処理施設以外の施設等の内壁は、平滑で清掃しやすいこと。
 - (3) 食鳥処理施設の内壁と床面との境界は、アールを設ける等清掃及び洗浄が容易に行えること。
 - (4) 食鳥処理施設の天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃^{じんあい}等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃しやすいこと。
 - ハ 次のような照度等を得ることのできる構造又は設備を有すること。
 - (1) 検査場所の検査を行う面において照度540ルクス以上の照度
 - (2) (1)に掲げる面以外の場所にあつては、作業に支障のない照度
 - (3) 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び内臓の本来の色彩に変化を与えない照明
 - ニ 次のような給水給湯等の設備を備えること。
 - (1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備
 - (2) 摂氏60度以上の温湯を十分に供給することのできる給湯設備
 - (3) 熱、蒸気等の発生する場所には、適切な位置に十分な能力を有する換気設備
 - ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適当な勾^{こう}配を有し、排水が良好で、汚水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
 - ヘ 目的に応じた洗浄消毒器材及び清掃用器材並びにそれらの保管設備が適切な位置に設けられていること。
- 五 生体受入施設
 - イ 生体保管場所は、食鳥処理量に応じ、とさつまでの間食鳥を保管し、生体検査を行うに十分な広さを有し、生体輸送用容器の洗浄消毒設備及び食鳥処理に従事する者(以下この別表、別表第2及び別表第3において「従事者」という。)のための手指を洗浄消毒する装置が付いた流水式手洗い設備(以下この別表、別表第2及び別表第3において単に「手洗い設備」という。)を備えること。
 - ロ 隔離場所は、必要数の食鳥処分用容器(食鳥検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器をいう。以下この別表において同じ。)、食鳥検査員又は検査員(以下この別表において「食

鳥検査員等」という。)のための手洗い設備並びに廃棄等の措置を講じなければならない食鳥の汚物及び汚水を洗浄消毒するための設備を備えること。

六 食鳥処理施設

イ 食鳥処理施設は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ロ 不可食部分を収納するための容器(以下この別表、別表第2及び別表第3において「不可食部分用容器」という。)を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

ハ とさつ放血室は、次の要件を備えること。

(1) 不浸透性材料で作られ、洗浄しやすく、かつ、血液が飛散しない構造を有する食鳥処理量に応じた大きさの放血トラフ又は放血溝を備えること。

(2) とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(3) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ニ 湯漬脱羽室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬機、脱羽機及び食鳥とたいの洗浄機並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(2) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ホ 中抜室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる構造のオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア又はバット等の設備を備えること。

(2) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する総排泄腔^{せつこう}切除、開腹、内臓摘出、食鳥中抜とたいの内外の洗浄及び食鳥中抜とたいの冷却を行うための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(3) 食鳥処理に使用するオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア、バット、テーブル及びまな板等の機械器具の洗浄消毒設備を備えること。

(4) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ヘ 検査場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部の脱羽後検査又は内臓摘出後検査を行うための専用の検査台又はラックを備えること。

(2) 食鳥検査員等及び食鳥処理衛生管理者のための専用の手洗い設備及び食鳥検査に使用する器具を浸漬して消毒するための摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を備えること。

(3) 脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器(以下この別表において「廃棄用容器」という。)を必要数備えること。

七 製品保管室

イ 冷蔵・冷凍設備を備えること。

ロ 脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、保留とされた食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の専用の施錠できる構造の保管設備を備えること。

八 検査室は、施錠ができ、検査台及び手洗い設備を備えること。

九 更衣室は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、従事者の長靴、前掛け及び作業衣等の専用の保管設備を備えること。

十 便所

イ 隔壁により他の場所と完全に区画され、食鳥処理施設に直接出入口を設けないこと等食鳥処理施設に影響のないものとする。

ロ 手洗い設備を備えること。

ハ 窓、換気口等外部への開口部は、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

十一 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある汚水処理設備を備えること。

十二 機械器具の構造及び材質等

- イ 機械器具は、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ロ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒しやすい位置に設置されていること。
- ハ 生体輸送用容器は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ニ 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、他から汚染されない構造で、かつ、洗浄消毒が容易な構造であること。
- ホ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋ふたがあり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。
- ヘ オーバーヘッドコンベアを設備する場合は、非腐食性材料で作られ、シャックルの洗浄消毒設備を備えること。
- ト 脱羽機は、羽毛が飛散しない構造で、洗浄水が噴射できる機能を有すること。
- チ 自動総排泄腔^{せつこう}切除機、自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄消毒できる機能を有すること。
- リ 食鳥処理に使用するベルトコンベア、バット、テーブル、まな板等食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

別表第2(第2条関係)

- 一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。
- 二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
- 三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置
 - イ 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び污水处理施設が適切な位置に設けられていること。ただし、法第2条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、生体受入場所を、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、污水处理施設をそれぞれ設けないことができる。
 - ロ 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所(内臓を摘出するための設備を設置する場所をいう。以下この別表において同じ。)が設けられていること。ただし、法第2条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。
 - ハ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
- 四 食鳥処理場の構造及び設備(共通事項)
 - イ 食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。
 - ロ 食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の冷蔵又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。
 - ハ 作業に支障のない照度を得ることのできる構造又は設備を有すること。
 - ニ 次の給水給湯の設備を備えること。
 - (1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備
 - (2) 温湯を十分に供給することのできる給湯設備
 - ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適当な勾^{こう}配を有し、排水が良好で、污水处理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
- 五 生体受入場所
 - イ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾^{こう}配を有し、排水が良好であること。
 - ロ 食鳥の生体の状況について、法第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認(以

下この別表及び別表第3において「基準適合の確認」という。)をするための十分な広さを有すること。

ハ 食鳥の生体の状況について、法第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認(以下この別表及び別表第3において「基準不適合の確認」という。)がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器(以下この別表において「食鳥処分用容器」という。)を備えること。

ニ 手洗い設備を備えること。

六 食鳥処理室

イ 食鳥処理室は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ロ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。

ハ 内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも1mの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。

ニ 天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃^{じんあい}等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。

ホ 採光又は照明及び換気が十分な構造又は設備を有すること。

ヘ 不可食部分用容器を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

ト とさつ放血場所には、とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

チ 湯漬脱羽場所には、食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬、脱羽及び食鳥とたいの洗浄のための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

リ 中抜場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる設備を備えること。

(2) 食鳥処理に使用するバット、テーブル、まな板等の機械器具及び容器の洗浄消毒設備を備えること。

ヌ 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準不適合の確認がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器(以下この別表において「廃棄用容器」という。)を必要数備えること。

ル 従事者の数に応じた手洗い設備を備えること。

七 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある汚水処理設備を備えること。

八 機械器具の構造及び材質等

イ 食鳥処理に使用するテーブル、まな板等食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

ロ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒が容易な位置に配置されていること。

ハ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋^{ふた}があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

別表第3(第4条関係)

一 食鳥処理場の衛生的管理

イ 清掃を適切に行い、衛生上支障ないように保持すること。

ロ 整理整頓を行い、不必要な物品等を置かないこと。

ハ 床、内壁、天井、窓又は扉等に破損又は故障等があるときは、速やかに補修又は修理を行うこと。

ニ 汚臭及び過度の湿気を除くよう十分に換気すること。

ホ 採光又は照明装置により必要な照度を確保すること。

ヘ 給水設備等の衛生管理は、次に従い行うこと。

(1) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合は、1年に1回以上(災害等により水源等が汚染され、水質が変化しおそれがある場合は、その都度)水質検査を行い、その結果を証する書類を少なくとも1年間保存すること。また、その結果、飲用不適となったときは、直ちに都道府県知事の指示を受け、適切な措置を講じること。

(2) 消毒装置又は浄水装置を設置している場合は、これらの装置が正常に作動していることを毎日確認すること。

(3) 貯水槽を使用する場合は、定期的に点検、清掃を行うこと。

(4) 給湯設備は目的に応じた温湯が得られるよう適正な温度管理を行うこと。

ト 排水溝は、固形物の流出を防ぎ、かつ、排水がよく行われるように清掃し、破損した場合は速やかに補修すること。

チ 機械器具の衛生管理は、次に従い行うこと。

(1) 機械器具は、その使用目的に応じたものを使用すること。

(2) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等に直接接触する機械器具の面は、使用する前に必ず洗浄消毒すること。

(3) 疾病若しくは異常又はこれらの疑いのあるもの等を処理した場合であって、他に汚染のおそれがあるときには、使用した機械器具は、その都度洗浄消毒等を行うこと。

(4) 機械器具は、作業終了後洗浄消毒すること。

(5) 機械器具及び分解したこれらの部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

(6) 機械器具は、定期的に点検し、故障又は破損等があるときは、速やかに修理又は補修を行い、常時適正に使用できるよう整備すること。

(7) 温度計、圧力計及び流量計等の計器類は定期的にその精度を点検し、故障又は異常等があるときは、速やかに修理等を行うこと。

リ 食鳥処理施設、製品保管室及び包装資材室(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場にあつては、それぞれ、食鳥処理室、製品保管設備及び包装資材設備。以下同じ。)へのそ族、昆虫等の侵入を防止するため、防そ・防虫設備に破損又は故障があるときは、速やかに補修又は修理を行うとともに、防そ・防虫設備のない窓及び出入口を開放状態で放置しないこと。また、定期的に駆除作業を行い、その記録は少なくとも1年間保存すること。

ヌ 殺そ剤及び殺虫剤等の薬剤は、食鳥処理施設及び製品保管室以外の所定の場所に保管すること。

ル 製品保管室の冷蔵・冷凍設備は、冷蔵保存の場合にあつては摂氏10度以下、冷凍保存の場合にあつては摂氏マイナス15度以下となるよう管理を行うこと。

ヲ 不可食部分等の衛生管理は次に定める基準に従い行うものとする。

(1) 不可食部分は、食鳥処理場の衛生管理に支障を生じないように適切に不可食部分用容器に収納、搬出するとともに、当該不可食部分用容器は、作業終了後、空にして洗浄すること。

(2) 別表第1若しくは別表第2に規定する食鳥処分用容器又は別表第1若しくは別表第2に規定する廃棄用容器(以下単に「廃棄用容器」という。)は、汚液、汚臭等が漏れないよう適切に食鳥処理施設外に搬出するとともに、作業終了後、空にして洗浄消毒すること。

(3) 廃棄等の措置を講じなければならない食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等及び不可食部分は、衛生上支障がないように適正に処理すること。

ワ 便所は、清潔に保ち、定期的に消毒を行うこと。

カ 洗浄消毒は、次に従い行うこと。

(1) 薬剤を使用する場合にあつては、目的に応じたものを適正な方法で使用すること。

(2) 温湯を使用して消毒する場合にあつては、摂氏83度以上の熱湯を使用すること。

ヨ 手洗い設備には、手洗いに必要な洗浄消毒液を備え、常時使用できるようにすること。

タ 清掃用器材は所定の場所に保管すること。

二 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い

イ 生体の受入れ

- (1) 食鳥処理をしようとする食鳥の集荷に当たっては、異常なものの排除に努めるとともに、生体の健康の保持に留意して輸送すること。
- (2) 生体輸送用容器は、清潔なものを使用し、使用后十分に洗浄消毒すること。
- (3) 生体検査に合格したもの又は食鳥の生体の状況についての基準適合の確認がされたものは、速やかにとさつ放血し、合格しなかったもの又は基準不適合の確認がされたものは、第15条に規定する措置を講じること。

ロ 放血

- (1) 放血は十分に行うこと。
- (2) 放血された血液による生体及びとさつ後の食鳥の汚染を避けるよう留意すること。
- (3) 血液を回収する場合は、不浸透性材料で作られた容器に回収し、適宜搬出すること。

ハ 湯漬

- (1) 放血後速やかに湯漬を行うこと。
- (2) 湯漬は、十分な水量を用いて行うこと。
- (3) 湯漬に当たっては、併せて汚染物をできるだけ除去するよう配慮すること。

ニ 脱羽

- (1) 脱羽に当たっては、噴射水洗をする等により羽毛が飛散しないようにするとともに、脱離した羽毛は、不可食部分用容器に収納し、作業中においても頻繁に食鳥処理施設外に搬出すること。
- (2) 残留した羽毛は毛焼き等により除去すること。また、脱羽が不十分なものは、内臓の摘出を行わないこと。
- (3) 脱羽後検査又は食鳥とたいの体表の状況についての基準適合の確認の前に食鳥とたいの脱羽を終了すること。
- (4) 不可食部分及び脱羽後検査に合格せず、又は食鳥とたいの体表の状況についての基準不適合の確認がされ、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたいの全部又は一部は、他を汚染しないように取り扱い、それぞれ不可食部分用容器又は廃棄用容器に収納すること。

ホ 内臓摘出

- (1) 内臓摘出後検査又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準適合の確認に際しては、次の事項に留意して処理すること。
 - (i) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能な状態で検査又は確認に供すること。
 - (ii) 検査又は確認のための腹部の切開は、検査又は確認が実施可能な程度にとどめること。
 - (iii) 心臓、肝臓、脾臓、筋胃等は検査又は確認のために十分引き出すこと。
- (2) 消化管の内容物の漏出により食鳥中抜とたい及び食鳥肉等が汚染されないよう次の事項に留意して処理すること。
 - (i) 腹部の切開は、消化管の損傷がないように注意して行うとともに、不要な切開は避けること。
 - (ii) 総排泄腔^{せつこう}の切除は、内容物の漏出がないよう注意して行うこと。
 - (iii) 内臓摘出後検査に合格し、又はその体壁の内側面の状況についての基準適合の確認がされた食鳥中抜とたいは、適正な水量で内外とも十分に洗浄すること。
 - (iv) 内臓摘出後検査に合格し、又は基準適合の確認がされた内臓は、食用部分と不可食部分に区分し、食用部分は十分に洗浄すること。
 - (v) 不可食部分及び廃棄等の措置を講じなければならない部分は、食用部分を汚染しないように取り扱い、それぞれ不可食部分用容器又は廃棄用容器に収納すること。

ヘ 冷却

- (1) 洗浄した食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等は、速やかに摂氏10度以下に冷却すること。
- (2) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい、食鳥肉等を冷水により冷却する場合は、冷却機で冷却された水又は適量の砕水を入れた水で十分に換水しながら行うとともに、水分の吸収及び残量を最小限にとどめること。
- (3) 冷却槽は、作業終了後、空にして洗浄消毒を行うこと。

ト 食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等は、清潔で衛生的な方法で取り扱い、汚物、有毒若しくは有害な物質又は病原微生物により汚染されないようにすること。

三 従事者の衛生管理

イ 食鳥処理業者又は食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理が衛生的に行われるよう、従事者の衛生教育を継続的に行うこと。

ロ 食鳥処理業者又は食鳥処理衛生管理者は、次に従い従事者の衛生管理を行うこと。

- (1) 従事者の健康状態の把握に努め、必要に応じ健康診断を受けさせること。
- (2) 化膿のう性疾患等食中毒の原因となる疾患又は食鳥肉等を介して伝染するおそれのある疾患に感染した従事者を、食鳥処理に従事させないこと。
- (3) 食鳥処理場においては、従事者に明淡色で清潔な専用の作業衣及び帽子を着用させ、並びに専用の履物を履かせ、かつ、不要の物を身につけさせないこと。
- (4) 作業中に、前掛等を着用した状態で従事者を便所へ立ち入らせないこと。
- (5) 従事者の手指は常に清潔に保ち、作業前、用便後及び食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を汚染するおそれのあるものに接触した後は、よく洗浄消毒をさせること。
- (6) 食鳥処理場においては、従事者に所定の場所以外での着替え、喫煙、放たん及び食事等をさせないこと。

四 その他

食鳥処理業者又は食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理場内に従事者以外の者をみだりに立ち入らせないこと。

別表第4(第8条関係)

学科	科目
化学	分析化学、有機化学、無機化学
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学

別表第5(第8条関係)

水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目

別表第6(第25条、第27条、第33条関係)

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿のう毒症、敗血症、真菌病、原虫病(トキソプラズマ病を除く。)、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫^{しゆ}、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍^{しゆよう}(マレック病及び鶏白血病を除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温(著しい高熱(摂氏43度以上)又は低熱(摂氏40度未満)を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。)、黄疸^{だん}、外傷、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削瘦^{そう}及び発育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度(湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

別表第7

一 食鳥とたい

イ 次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
- (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼^{そう}白なもの
- (3) 脱水症状を呈するもの
- (4) 腫瘍^{しゅよう}を有するもの
- (5) 著しく瘦^やせているもの
- (6) 異常な腹部膨満を呈するもの
- (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍^{のうよう}又は炎症を有するもの
- (8) 翼及び脚の骨が著しく腫^{しゅ}大しているもの
- (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
- (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
- (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍^{のうよう}又は炎症を有するもの
- (4) 骨又は関節が腫^{しゅ}大しているもの
- (5) 異常臭を有するもの

二 食鳥中抜とたい

次のような異常が認められないこと。

イ 体腔^{こう}又は気囊^{のう}内に、膿^{のう}汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの

ロ 腫瘍^{しゅよう}を有するもの

ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの

ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

三 内臓

イ 肝臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの
- (2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの
- (3) 表面が網目模様を呈するもの
- (4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの
- (5) 著しく腫^{しゅ}大しているもの
- (6) 著しく脆^{もろ}くなっているもの
- (7) 硬化しているもの
- (8) 血腫^{しゅ}又は多数の出血斑^{はん}を有するもの
- (9) 白色又は黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な肝臓は均一の色(赤褐色)と硬さを有し、大きさ(体重比)はほぼ一定している。

ロ 脾^ひ臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 肥厚した被膜を有するもの
- (2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫^{しゅ}大しているもの
- (3) 脆^{もろ}くなっているもの
- (4) 著しく萎^い縮しているもの

(注) 正常な脾^ひ臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 心囊^{のう}の著しく肥厚しているもの
- (2) 心臓と心囊^{のう}が癒着しているもの
- (3) 心囊^{のう}水中に線維素又はチーズ様物を有するもの
- (4) 心囊^{のう}水が著しく増大しているもの
- (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの
- (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの
- (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心囊^{のう}内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖^{せん}部に脂肪組織を有する。

ニ 腎^{じん}臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 著しく腫^{しゅ}大しているもの
- (2) 大きな又は多数の囊腫^{のうしゅ}を有するもの
- (3) 白色の病巣を有するもの
- (4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎^{じん}臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

ホ その他の臓器に異常が認められないこと。

別表第8

次のような異常が認められないこと。

- イ 瀕^{ひん}死の状態を呈するもの
- ロ 動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの
- ハ 瘦^やせているもの
- ニ 眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの
- ホ 肛^{こう}門周囲の羽毛に多量の排泄^{せつ}物が付着しているもの

別表第9

家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症、鳥インフルエンザ、鶏痘、マレック病、伝染性気管支炎、伝染性喉^{こう}頭気管炎、伝染性ファブリキウス囊^{のう}病、鶏白血病、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ(全身症状を呈しているものに限る。)、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿^{のう}毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ病を除く原虫病(全身にまん延しているものに限る。)、トキソプラズマ病、寄生虫病(全身にまん延しているものに限る。)、変性(全身性のものに限る。)、尿酸塩沈着症(全身症状を呈しているものに限る。)、水腫^{しゅ}(高度のものに限る。)、腹水症、出血(全身性のものに限る。)、炎症(全身性のものに限る。)、萎^い縮(全身性のものに限る。)、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍^{しゅよう}(肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものを除く。)、異常体温(著しい高熱(摂氏 43 度以上)又は低熱(摂氏 40 度未満)を呈しているもの)に限り、日射病又は熱射病によるものを含む。)、黄疸^{だん}、外傷(全身性のものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削瘦及び發育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)、放

血不良、湯漬過度(湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

別表第 10(第 33 条関係)

疾病又は異常	部分
伝染性コリーザ(全身症状を呈しているものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
トキソプラズマ病を除く原虫病(全身にまん延しているものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
寄生虫病(全身にまん延しているものを除く。)	寄生虫及び寄生虫による病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
変性(全身性のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
尿酸塩沈着症(全身症状を呈しているものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
水腫 ^{しゆ} (高度のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
出血(全身性のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
炎症(全身性のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
萎 ^い 縮(全身性のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍 ^{しゆよう} (肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものに限る。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。)	当該異常部分に係る臓器
外傷(全身性のものを除く。)	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮

食鳥検査実施要領について

平成4年3月30日 衛乳第70号
(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長宛
厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)

今般、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査について、検査方法等の統一を図り、食鳥検査を円滑に実施するため、別添のとおり食鳥検査実施要領を定めたので、貴管下関係者に周知の上、これが運用に遺憾のないようにされたい。

[別添]

食鳥検査実施要領

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「法」という。)第15条の規定による食鳥検査及び法第19条の規定による措置については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号。以下「規則」という。)によるほか、この要領により行うものとする。

第1 食鳥検査全般

- 1 食鳥検査をより効率的、効果的に行うため、構造設備が規則第8条の基準に適合する可能性のある施設については、法第15条第4項の規定により、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける(以下「同時検査」という。)よう食鳥処理業者を指導すること。
- 2 食鳥検査をより効率的、効果的に行うため、法第15条第6項の規定により、食鳥処理衛生管理者を十分活用し、検査の方法を簡略化するよう食鳥処理業者を指導すること。
- 3 規則第10条の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査(以下「とさつ後検査」という。)の簡略化は、次により行うこと。
 - (1) 食鳥処理業者が一の処理ラインの1分間の食鳥処理の羽数を決定するに当たっては、食鳥処理衛生管理者による規則別表第5の基準に適合するか否かの確認(以下「基準適合の確認」という。)が円滑かつ的確に行われることを担保するため、あらかじめ食鳥検査員又は指定検査機関の検査員(以下「食鳥検査員等」という。)と十分に協議するよう食鳥処理業者を指導すること。

なお、前記協議に当たっては、食鳥検査員等は、基準適合の確認を行う食鳥処理衛生管理者(以下「確認担当食鳥処理衛生管理者」という。)の確認能力、自動中抜機等機械設備の能力、食鳥とたい又は食鳥中抜とたい等の異常発生率を総合的に判断すること。
 - (2) 確認担当食鳥処理衛生管理者が行う基準適合の確認が適正に行われているか否かを監督し、当該確認食鳥処理衛生管理者が異常なしと判断したものについても検査すること。
 - (3) 確認担当食鳥処理衛生管理者を処理ラインに配置し、基準適合の確認を行わせ、基準に適合しない又はその疑いがある食鳥中抜とたい等を処理ラインから外し、検査用ラック又は検査台へ移し、食鳥検査員等による判定を受けるよう食鳥処理業者を指導すること。
 - (4) 確認担当食鳥処理衛生管理者が基準に適合しない又はその疑いがあるとして、検査用ラック等へ移した食鳥中抜とたい等について、別表第7又は別表第8に掲げる疾病又は異常を有するか否かの判定を行い、食鳥処理業者に対し必要な措置を指示すること。
 - (5) 処理ラインから外された食鳥中抜とたい等が長時間常温で、検査用ラック又は検査台の上に放置されることがないように速やかに判定すること。
- 4 規則第15条の規定により、とさつ後検査の結果に基づく措置を行う場合には、確認担当食鳥処理衛生管理者の他に、食鳥検査員等の指示に従い廃棄等の措置を行う者(以下「トリ

マー」という。)を処理ラインごとに、検査業務を適正に行うために必要な員数配置するよう食鳥処理業者を指導すること。なお、トリマーには食鳥処理衛生管理者を当てることが望ましい。

- 5 単一の処理ラインに2名以上の確認担当食鳥処理衛生管理者が配置され、基準適合の確認が行われる場合には、食鳥中抜とたい等の確認もれを防止するため、各確認担当食鳥処理衛生管理者の確認対象の食鳥中抜とたい等の識別が容易にできる措置を講じるよう食鳥処理業者を指導すること。
- 6 確認担当食鳥処理衛生管理者、トリマーが容易に識別できるよう、作業衣又は作業帽の色を変える等の措置を講じるよう食鳥処理業者を指導すること。

第2 生体検査

規則第9条第1項第二号による検査は、次により行うものとする。

- 1 生体検査は、原則として生体受入施設で行うこと。
- 2 生体検査は、ロット単位で生鳥の削瘦状態、動作、衰弱状態、眼、鼻孔、及び肛門周囲の羽毛等を望診することにより、ロット単位で伝染病等の集団の疾病が発生していないことを確認することにより行うこと。
この場合、積み上げられた生体輸送用容器のうち通路側に面した容器に納められた食鳥を中心に観察すること等適切な方法によること。
なお、ロットとは、同じ条件で養鶏された同質の食鳥の全体であって、同一の鶏舎で、同一の餌、水、ワクチン及び動物用医薬品等を使用している鶏群等で、同日中に搬入され、処理されるものをいう。
- 3 食鳥検査員等は、生体検査専用の衣服及び塵埃等の吸引を避けるためのマスク等を着用すること。また、生体受入施設から食鳥処理施設内へ移動する場合には、汚染を媒介することがないように注意すること。
- 4 食鳥処理業者に対しては、次の事項について指導すること。
 - (1) 疾病又は異常を有する疑いがある食鳥については、極力食鳥処理場へ搬入しないこと。
 - (2) 生鳥の搬入は、できるだけ食鳥を興奮させないように静かに行い、搬入されてきたロット中の多数の食鳥に死亡等が認められた場合は、速やかに食鳥検査員等に報告すること。なお、生体検査時に、死んでいた鳥(以下「死鳥」という。)は検査の対象外として扱うこととし、検査羽数としては換算しないこと。また、死鳥は食鳥処理施設内に入れしないこと。
 - (3) 生体輸送用容器の中の食鳥が十分かつ容易に観察できる状態にしておくこと。
 - (4) 生体輸送用容器の積み上げに当たっては、各ロットごとに識別できるよう積み上げるとともに、各ロットの境界は適当な広さを取っておくこと。
 - (5) 懸鳥作業時に食鳥に疾病又は異常の疑いを認めた場合には、当該食鳥を異常鳥専用容器に收容させた上、速やかに食鳥検査員等に報告すること。
なお、当該従事者には、食鳥処理衛生管理者を当てることが望ましい。
 - (6) 検査申請書には、当日とさつされるロットの順番に必要な事項を記載すること。なお、記載事項のうち、産地については養鶏場まで記載すること。
 - (7) 生体受入施設等に搬入されたロットと検査申請書の内容の対応が確認できるよう識別表示を行うこと。
 - (8) 可能な限り、当日とさつされるすべてのロットに対する生体検査がとさつ開始前に済ませられるよう生鳥を搬入させること。とさつ開始後に新たなロットが搬入された場合には、事前に関係従事者と食鳥検査員等との連絡を密にさせ、生体検査を受けないロットがとさつされることがないようにすること。
- 5 食鳥検査員等は、生体検査済のロットと未検査のロットが混同されないような措置を講じること。
- 6 生体検査の結果、規則別表第四に掲げる疾病又は異常(別表第7に掲げる疾病又は異常を除く。)を有する又は有する疑いがあると判定された食鳥については、とさつ後検査におい

て、疾病又は異常が発見される可能性が高いため、確認担当食鳥処理衛生管理者がとさつ後の基準適合の確認時にその旨がわかるよう、当該食鳥の懸鳥の際にシャックルに札を付ける等の措置を講じるよう食鳥処理業者を指導すること。

- 7 生体検査において、食鳥検査員等が疾病又は異常の疑いがあると認めた場合、食鳥検査員等が行う1羽ごとの検査が円滑に行えるよう、食鳥処理衛生管理者が、食鳥検査員等の指示に従い、検査の補助、協力をさせるよう食鳥処理業者を指導すること。

第3 同時検査

同時検査を行う際には、食鳥検査員等は、確認担当食鳥処理衛生管理者が次により基準適合の確認を行うよう食鳥処理業者を指導すること。

- 1 脱羽が完全に行われていること。不完全な場合は、脱羽機等の調整を行うこと。
- 2 内臓摘出に当たり、消化管、たんのう等を傷つけることにより、消化管の内容物が漏出することがないように注意すること。

なお、内臓摘出が適切に行われていない場合は、中抜機等の調整を行うこと。

- 3 同時検査の前に内臓が食鳥中抜とたいから外れた場合には、食鳥中抜とたいとそれに係る内臓との同一性が保たれなくなるおそれがあるので、食鳥中抜とたいが基準適合の確認を受ける際に、同時に当該内臓の確認を受けられるように速やかに適正な措置を講じること。
- 4 同時検査における基準適合の確認は、内臓が十分摘出された段階で速やかに行うこと。
- 5 同時検査における基準適合の確認では、とたい全体の大きさ(痩せているかどうか)、後肢の関節の腫大、体表の色調、内臓(肝臓、脾臓、心臓及び腸管等)の色、形、大きさ及びもろさ並びに体壁内側面の状況について確認すること。
- 6 基準適合の確認は次の手法又はこれと同等であると食鳥検査員等が認めた手法により行うこと。

- (1) 鏡に視線を移し、確認担当食鳥処理衛生管理者と反対側のとたい体表面を速やかに鏡上で確認すること。
- (2) 食鳥中抜とたいとそれに係る内臓はそれぞれが位置する側の手で触れること。
- (3) 食鳥中抜とたいとそれに係る内臓のうち、処理ラインの上流に位置する方に先に触れ確認すること。
- (4) 食鳥中抜とたいの体壁の内側面は、親指をとたい開口部に入れ、開口部を大きく開くことにより確認すること。また、それに係る内臓については、摘出された内臓をつかみ、手首を反転し、その両側について確認すること。
- (5) 確認担当食鳥処理衛生管理者側のとたいの体表面を確認すること。
- (6) 処理ラインに向かって上流側の点から、次の食鳥中抜とたい又はそれに係る内臓に手を移し、次の確認作業に移ること。
- (7) 確認の結果、基準に適合しないもの又はその疑いがあるもの(消化管の内容物の漏出により汚染されたものを含む。)については、当該食鳥中抜とたい等をオーバーヘッドコンベアから外し、検査用ラック又は検査台へ移すこと。

なお、この場合、食鳥中抜とたい相互の汚染防止に努めること。

- 7 確認担当食鳥処理衛生管理者による基準適合の確認が規則的、かつ、円滑に行えるよう、内臓を完全に摘出させた上で、食鳥中抜とたいとそれに係る内臓の位置を整えさせること。このため、必要に応じ、確認担当食鳥処理衛生管理者より処理ラインの上流側に、当該作業を行う者(以下「プレゼンター」という。)を検査業務を適正に行うために必要な員数配置させること。

第4 脱羽後検査

同時検査が行えない場合、食鳥検査員等は、確認担当食鳥処理衛生管理者が次により脱羽後の基準適合の確認を行うよう食鳥処理業者を指導すること。なお、検査に支障がないよう、脱羽が完全に行われるよう併せて指導すること。

- 1 脱羽後検査における基準適合の確認は、脱羽が終了し洗浄が十分行われた段階で行うこと。
- 2 脱羽後検査における基準適合の確認では、とたい全体の大きさ(痩せているかどうか)、後肢の関節の腫大、体表の色調等について確認すること。
- 3 オーバーヘッドコンベアを用いてシャックルに懸鳥された状態で脱羽を行っている場合、基準適合の確認は次の手法又はこれと同等であると食鳥検査員等が認めた手法により行うこと。(とたい背面側に検査場所がある場合の例)
 - (1) 足関節、体表の背側面、脚部の内外側及び背側面を確認すること。
 - (2) 脛骨(すねの部分)を持ち、とたいを反転させ、体表の胸側面、翼、脚部の全面を確認すること。
 - (3) 検査の結果、基準に適合しないもの又はその疑いがあるものについては、当該食鳥とたいをオーバーヘッドコンベアから外し、検査用ラック又は検査台へ移すこと。
この場合、食鳥とたい相互の汚染防止に努めること。
- 4 3以外の方法により脱羽する場合には、1羽ごとに、足関節、体表面、翼及び脚部を確認すること。
- 5 冷却槽に入れる前に脱羽後の確認を行い難い場合は、冷却槽から出した後、速やかに1羽ごとに、足関節、体表面、翼及び脚部を確認すること。

第5 内臓摘出後検査

同時検査が行えない場合、食鳥検査員等は、確認担当食鳥処理衛生管理者が次により内臓摘出後の基準適合の確認を行うよう食鳥処理業者を指導すること。

- 1 内臓摘出に当たり、消化管、たんのう等を傷つけることにより、消化管等の内容物が漏出することのないように注意すること。
なお、内臓摘出が適切に行われていない場合は、中抜機等の調節を行うこと。
- 2 内臓摘出後検査の前に内臓が食鳥中抜とたいから外れた場合には、食鳥中抜とたいとそれに係る内臓との同一性が保たれなくなるおそれがあるので、食鳥中抜とたいが基準適合の確認を受ける際に、同時に当該内臓の確認を受けられるように速やかに適正な措置を講じること。
- 3 内臓摘出後検査における基準適合の確認は、内臓が十分摘出された段階で速やかに行うこと。
- 4 内臓摘出後検査における基準適合の確認では、内臓(肝臓、脾臓、心臓及び腸管等)の色、形、大きさ及びもろさ並びに体壁内側面の状況について確認させること。
- 5 オーバーヘッドコンベアを用いて内臓を中抜きにより摘出する場合の基準適合の確認は次の手法又はこれと同等であると食鳥検査員等が認めた方法により行うこと。
 - (1) 食鳥中抜とたいとそれに係る内臓はそれぞれが位置する側の手で触れること。
 - (2) 食鳥中抜とたいとそれに係る内臓のうち、処理ラインの上流に位置する方に先に触れ確認すること。
 - (3) 食鳥中抜とたいの体壁の内側面は、親指をとたい開口部に入れ、開口部を大きく開くことにより確認すること。また、それに係る内臓については、摘出された内臓をつかみ、手首を反転し、その両側について確認すること。
 - (4) 処理ラインに向かって上流側の手から、次の食事中抜とたい又はそれに係る内臓に手を移し、次の確認作業に移ること。
 - (5) 確認の結果、基準に適合しないもの又はその疑いがあるもの(消化管の内容物の漏出により汚染されたものを含む。)については、当該食鳥中抜とたい等をオーバーヘッドコンベアから外し、検査用ラック又は検査台へ移すこと。
なお、この場合、食鳥中抜とたい相互の汚染防止に努めること。
- 6 確認担当食鳥処理衛生管理者による基準適合の確認が規則的、かつ、円滑に行えるよう、内臓を完全に摘出させた上で、食鳥中抜とたいとそれに係る内臓との位置を整えさせること。

このため、必要に応じ、確認担当食鳥処理衛生管理者より処理ラインの上流側に、プレゼンターを検査業務を適正に行うために必要な員数配置させること。

- 7 5以外の場合にあっては、もも肉、胸肉、手羽肉等を剥いだ後に内臓を露出し、1羽ごとに肝臓、脾臓、心臓及び腸管等の色、形、大きさ及びもろさ並びに体壁内側面の状況について確認すること。
- 8 内臓摘出後検査は、とさつ後一貫して速やかに行うことが望ましいが、これにより難しく、食鳥とたいのまま冷凍保管した後に内臓摘出後検査を受ける場合には、検査を受ける前に当該食鳥とたいを衛生的かつ、十分に解凍させること。

第6 検査結果に基づく措置

- 1 食鳥検査員等が規則別表第7に掲げる疾病又は異常を有すると判定した食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等については、トリマーにその旨を告げ、廃棄等の措置が適切に採られるよう指導すること。
- 2 食鳥検査員等が規則別表第8に掲げる疾病又は異常を有すると判定した食鳥肉については、トリマーにその旨を告げ、部分廃棄等の措置が適切に採られるよう指導すること。また、必要な部分廃棄等の措置が講じられたことを確認した食鳥中抜とたい等でなければ、次の処理工程へ進めることを認めないこととする。
- 3 規則第15条第1項第四号の規定により、病原体を伝染させるおそれがあると判定された食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を消毒する方法及び病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する方法は、別表の基準によるものとする。なお、消化管の内容物の漏出等により、食鳥中抜とたい等が汚染された場合の当該食鳥中抜とたい等の消毒の方法は次のとおり又はこれと同等以上の効果を有すると認められる方法により行うこと。
 - (1) 残された内臓を完全に摘出するとともに、当該汚染部位をトリミングすること。
 - (2) 次亜塩素酸ナトリウム(20~50ppm)又は可溶性フマール酸製剤(0.3~0.4%)に30分間浸漬すること。この場合、冷却槽に入れずに解体することが望ましい。
 - (3) (2)が行い難い場合には、当該食鳥中抜とたいの汚染部に次亜塩素酸ナトリウム(50~100ppm)又は可溶性フマール酸製剤(0.3~0.4%)をスプレーで十分吹きかけること。

第7 その他

- 1 食鳥検査員等は、食鳥処理衛生管理者の基準適合の確認等に関して問題が生じた場合には、検査員の指示に従うよう指導するとともに、必要に応じ、食鳥処理業者とも十分協議し、適切な措置を速やかに講じること。
- 2 本要領は、認定小規模食鳥処理業者が実施する異常の有無の確認の指導、監督においても準用されたいこと。
- 3 本要領を受けて、各都道府県及び保健所設置市においては、各食鳥処理場ごとに当該食鳥処理場の処理の羽数、処理能力、処理方法等を勘案し、詳細な検査マニュアルを作成し、食鳥処理業者及び食鳥処理衛生管理者の指導監督に努められたいこと。
- 4 食鳥検査員等は、食鳥処理衛生管理者に対する指導内容について随時記録すること。
- 5 指定検査機関の検査員は、疾病検査のほか、衛生保持、微生物汚染防止等の観点から、施設の構造設備、食鳥処理の衛生管理について必要な助言を行うとともに、委任都道府県知事と綿密な連絡をとること。
- 6 食鳥検査の結果、出荷前の食鳥の衛生的な取り扱い等、生産現場で対応することが食鳥肉の衛生確保上、効果的、効率的な事項については、関係業者又は関係部局を通じ、生産者を指導すること。
- 7 プレゼンター、トリマーに対して食鳥検査に必要な知識、技術の教育、指導を行うこと。なお、これらの者については、将来、食鳥処理衛生管理者の資格を得るような方向で指導されたいこと。

(別表)
消毒方法の基準

消毒対象	食鳥処理施設	生体受入施設	排水溝、 処理排水等	機械器具その他	自動中抜機等の 大型機器	食鳥、食鳥とたい、 食鳥中抜とたい、 食鳥肉等	汚物及び 消化管内内容物	接触した人
一般消毒法	次亜塩素酸ナトリウム(100～200ppm)、逆性石ケン(2%)又は両性界面活性剤(0.5%)を散布、浸潤するか又は洗淨し、1時間以上経過した後、衛生的な水で十分に洗淨すること。	次亜塩素酸ナトリウム(100～200ppm)、逆性石ケン(2%)、両性界面活性剤(0.5%)、クレンジール水(3%)、石炭酸水(3%)又はクレンジール石灰水(5%)を十分に散布すること。また、土壌の場合はクレンジール石灰又は水酸化ナトリウム(2～3%)を十分散布すること。	クレンジール石灰又は消石灰を用いるときは汚水量の1/10以上、クレンジール水又は石炭酸水を用いるときは汚水量と同量以上になるよう投入し、攪拌して5時間以上放置すること。	1時間以上煮沸若しくは流通蒸気による消毒をするか又は30分以上1kg/m ² 以上の加圧蒸気消毒をすること。ただし、これらの方法による消毒が困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウム(100～200ppm)、逆性石ケン(2%)、両性界面活性剤(0.5%)又はクレンジール水(3%)に十分浸すこと。	自動中抜機等に付設されている洗浄消毒設備から、常時、次亜塩素酸ナトリウム(20～50ppm)の洗浄消毒水が噴射されていること。また、食鳥処理を中断し、機械を停止した際には、その都度、洗浄水を掛けながらブラッシング洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(20～50ppm)又は可溶性フマル酸製剤(0.3～0.4%)を十分に吹きつけること。	適当な大きさに切断し、1時間以上煮沸、流通蒸気消毒又は焼却炉により焼却すること。また、薬物消毒によるものはクレンジール水(3%)、石炭酸水(3%)又はホルマリン水(ホルマリン1：水34)に浸すこと。	焼却するか又はクレンジール石灰若しくは消石灰を用いるときは汚物量のおよそ1/10以上、クレンジール水若しくは石炭酸水を用いるときはおおよそ汚物量の同量以上を投入し、攪拌して5時間以上経過した後、他の場所に埋却すること。	手指は逆性石ケン(2%)、両性界面活性剤(0.5%)、クレンジール水(3%)又は石炭酸水(1%)に十分浸した後、衛生的な水で洗淨すること。被服類は1時間以上煮沸するか、流通蒸気により消毒するか、30分以上加圧蒸気消毒するか又はクレンジール水(3%)、ホルマリン水(ホルマリン1：水34)、石炭酸水(3%)若しくは両性界面活性剤(0.5%)に十分浸すこと。
炭疽等 芽胞形成菌に 対する 消毒方法	次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はホルマリン水(ホルマリン1：水34)を十分散布、浸潤するか又は洗淨し、数日に反復実施し、最終には衛生的な水を洗淨すること。	次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はクレンジール石灰を十分に散布し、それを数日にわたり3回以上反復実施すること。また、土壌の場合は表面にクレンジール石灰又はから深さ20～30cm掘起し、これを搬出した後、クレンジール石灰又は消石灰を散布し、新しい土を入れること。この場合、搬出した土は焼却又は埋却すること。	次亜塩素酸ナトリウム又はクレンジール石灰を用い、遊離塩素が十分残存するまで投入すること。	1時間以上煮沸若しくは流通蒸気による消毒をするか又は30分以上1kg/m ² 以上の加圧蒸気消毒をすること。ただし、この方法による消毒が困難な場合は、次亜塩素酸ナトリウム(100～200ppm)、逆性石ケン(2%)、両性界面活性剤(0.5%)又はクレンジール水(3%)に十分浸すこと。	次亜塩素酸ナトリウム(5000ppm)又はホルマリン水(ホルマリン1：水34)を散布、浸潤するか又は洗淨すること。	血液等焼却困難なものについては煮沸消毒を準備すること。血液等焼却困難なものについては煮沸消毒を準備すること。	焼却すること。血液等焼却困難なものについては煮沸消毒を準備すること。	被服類は焼却するか又は1時間以上煮沸若しくは30分以上の加圧蒸気による消毒をすること。

注 前記消毒方法によらないときはこれと同等以上の効果がある場合に限り実施することができる。